[事案 2020-193] 契約無効請求

- ・令和2年10月14日 不受理決定
- ※本事案の申立人は、[事案 2020-194] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

平成30年3月に信託銀行を募集代理店として契約した積立利率変動型一時払終身保険2件について、契約者かつ被保険者が、契約申込時に正確な判断ができない状態であったこと等を理由として、契約無効および既払込保険料の返還ならびに利息の支払いを求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、契約者かつ被保険者は既に死亡しており、契約申込時の意思能力の有無等の状況を把握できないこと、また、本件に重大な利害関係を有する各契約の死亡保険金受取人(死亡保険金を受取済み)の手続的保障(主張・立証の機会)が不可欠であるところ、死亡保険金受取人は本申立に同意していないことから、本件の適正な解決は、裁判所の訴訟手続においてなされるべきであるとの結論に達し、申立てを不受理とした。